

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年1月23日（令和2年（行個）諮問第7号）

答申日：令和2年10月12日（令和2年度（行個）答申第106号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成30年A月～B月頃、福岡労働局長に対して行った特定事業場との紛争調整委員会によるあっせん申請について、あっせん処理に関する記録書類一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年7月29日付け福岡個開第197号により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人から意見書1及び2が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨申出があったことから、内容は記載しない。

黒ぬり部分は全部開示すべき。相手方会社と訴訟中で相手方のやりとりを全て知る必要がある。本来労基署を交えて三者で話す事柄なので、プライバシーを理由に黒ぬりにする必要性は全くない。黒ぬりのために裁判に真実を提供できないということがあってはならない。裁判の公正さ、真実の解明の重要性に思いを至すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。（補充理由説明書による追加・訂正は、文書14及び15について法の適用条項の追加であり、下線部で示す。）

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年7月19日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年10月21日付け(同月28日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分を不開示とすることが妥当であると考ええる。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有情報が記載された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書17の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について(別表の4欄に掲げる部分)

ア 法14条2号該当性について

文書2①、④及び⑥、文書13①並びに文書14ないし文書16には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名等が含まれている。当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるか、又は、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性について

文書2②、③、⑤及び⑦、文書9、文書13②ないし④、文書14並びに文書15は、特定事業場の主張内容、印影、特定事業場が提出した資料である。当該部分は、開示した場合、当該事業場の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報である。このため、当該部分は、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

文書2②、③、⑤及び⑦、文書9並びに文書13②ないし④は、あっせんの被申出人の任意の供述内容又はあっせんの被申出人から任意に提出された資料である。

当該部分は、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度であるあっせんの性質上、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、法12条1項に基づく開示請求に対しては、対象となる保有個人情報特定した上で、法14条各号に基づいて開示・不開示を判断しているものであり、審査請求人の当該主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| ① | 令和2年1月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月3日 | 審議 |
| ④ | 同月25日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 同年4月6日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑥ | 同年8月27日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年9月9日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑧ | 同年10月1日 | 審議 |
| ⑨ | 同月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番2，通番3，通番5及び通番7

当該部分は、「あっせん概要記録票」別紙に記載された被申請人の主張及びあっせん委員の調整の記載の一部並びに処理経過欄に記載された被申請人である特定事業場からの聴取内容の一部であるが、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、特定事業場の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，個別労働紛争解決制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また，行政機関の要請を受けて，開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって，当該部分は，法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

イ 通番8

当該部分は，文書9「被申請人提出資料」の一部である。文書9は，文書8の質問に対する特定事業場の回答文書及びその添付文書で構成されている。

通番8（1）は，特定事業場の回答送付状の一部であり，事務的な通信事項の記載があるにすぎない。

通番8（2）は，特定事業場の回答文書中文書8の質問事項を引き写した部分及び審査請求人が提出した文書3の添付文書と同じ文書であり，原処分において開示されている情報と同じ内容である。

通番8（3）は，特定事業場の回答送付状，回答及び添付文書の記載の一部であるが，原処分において開示されている部分から容易に推認できる情報と認められる。

通番8（4）は，回答及びその添付文書の記載内容のうち，審査請求人の氏名，性別，生年月日，満年齢，現住所等である。

通番8（5）は，被申請人である特定事業場の事業概要について一般広報用に作成された資料及び審査請求人の業務に直接関係する特定事業場の定めた規程類である。

これらはいずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって，当該部分は，上記アと同様の理由により，法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 通番10ないし通番12

当該部分は，福岡労働局から福岡紛争調整委員会委員宛てに事前送付された「あっせん資料」の記載の一部であり，原処分において開示されている情報と同様の内容であるか，又は，申請人である審査請求人と被申請人である特定事業場との間で既に明らかとなっている事実であると推認され，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって，当該部分は，上記アと同様の理由により，法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

エ 通番13及び通番14

当該部分のうち、通番 1 3 は「代理人許可申請書」の、通番 1 4 は「委任状」の、それぞれ一部である。

通番 1 3 のうち申請先及び申請者の職氏名並びに通番 1 4 のうち委任者の職氏名は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

当該部分のその余の部分には、法 1 4 条 2 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

また、当該部分は、「代理人許可申請書」及び「委任状」の記載の一部であり、あっせん手続において企業側が取り得る代理人許可申請に関する記載にすぎないと認められる。

このため、当該部分を開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号並びに 3 号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番 1 5

当該部分は、特定事業場の書類の送付状等である。このうち送付先の職氏名は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

当該部分のその余の部分には、法 1 4 条 2 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番 1，通番 4，通番 6 及び通番 9

当該部分は、「あっせん概要記録票」及び「あっせん資料」に記載された特定事業場の職員の職氏名であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番13及び通番14

(ア) 事業場の印影

当該部分は、「代理人許可申請書」及び「委任状」に押印された特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その他の部分

当該部分は、「代理人許可申請書」及び「委任状」に記載された特定事業場の職員の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番2, 通番3, 通番5, 通番7, 通番8, 通番11及び通番12

当該部分のうち、通番8は、被申請人提出資料の一部であり、特定事業場の内部情報、特定事業場の主張、見解等が記載されており、その余の部分は、「あっせん概要記録票」の別紙及び処理経過欄並びに「あっせん資料」に記載された特定事業場の主張、見解等であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分を開示すると、個別労働紛争解決制度に係る事務に関し、被申請人等関係者からの協力が得られなくなるなど、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び口並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定に

については、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文書番号	2 対象文書名	3 頁	4 不開示を維持する部分			5 4 欄のうち開示すべき部分
			通番	原処分における不開示部分	法 14 条各号該当性	
文書 1	あっせん処理票	1～2	—	なし	—	—
文書 2	あっせん概要記録票	3～7	1	① 4 頁あっせん概要記録票別紙の 1 出席者の「被申請人側」欄	2 号	—
			2	② 4 頁の 2 紛争当事者双方の主張の「被申請人の主張」欄	3 号イ及び口, 7 号柱書き	2 行目 14 文字目ないし最終文字
			3	③ 4 頁の 3 「あっせん委員の調整」欄 6 行目ないし 9 行目	3 号イ及び口, 7 号柱書き	6 行目 1 文字目ないし 7 行目 9 文字目, 27 文字目ないし最終文字, 8 行目 33 文字目ないし 9 行目
			4	④ 5 頁「処理経過」欄 11 行目 10 文字目ないし 15 文字目, 17 行目 1 文字目ないし 7 文字目	2 号	—
			5	⑤ 5 頁「処理経過」欄 18 行目	3 号イ及び口, 7 号柱書き	18 行目 12 文字目ないし最終文字
			6	⑥ 5 頁「処理経過」欄 19	2 号	—

				行目4文字目 ないし9文字 目		
			7	⑦ 6頁「処理 経過」欄7行 目ないし8行 目	3号イ 及び 口, 7 号柱書 き	7行目20文字目ないし 8行目
文書 3	あっせん 申請書	8～1 6	—	なし	—	—
文書 4	あっせん 確認書	17	—	なし	—	—
文書 5	相談票	18～ 19	—	なし	—	—
文書 6	行政収集 資料	20～ 21	—	なし	—	—
文書 7	あっせん 開始通知 書	22～ 25	—	なし	—	—
文書 8	あっせん に関する ご質問に ついて	26～ 34	—	なし	—	—
文書 9	被申請人 提出資料	35～ 95	8	全部不開示	3号イ 及び 口, 7 号柱書 き	(1) 35頁(8行目, 9行目3文字ないし最終 文字及び15行目ないし 17行目を除く。) (2) 36頁ないし43 頁(各頁の丸囲み部分及 び四角黒塗り部分並びに 回答記載部分中の数字部 分並びに36頁3行目, 7行目, 20行目, 37 頁3行目1文字目ないし 5文字目, 6行目, 39 頁24行目, 26行目, 40頁2行目, 4行目な

					<p>いし10行目, 12行目 ないし16行目, 18行 目ないし20行目, 24 行目, 27行目, 41頁 4行目, 8行目, 12行 目, 19行目ないし21 行目, 42頁7行目ない し10行目, 14行目な いし16行目, 19行 目, 20行目, 43頁4 行目, 12行目ないし1 5行目, 19行目ないし 22行目を除く。), 5 6頁, 57頁</p> <p>(3) 35頁15行目な いし17行目, 36頁な いし43頁の丸囲み部分 及び四角黒塗り部分並び に回答記載部分中の数字 部分(36頁13行目の 丸囲み及び数字部分, 3 8頁の表総支給額の列1 枠目ないし3枠目を除 く。), 36頁3行目, 20行目, 37頁3行目 1文字目ないし5文字 目, 6行目, 39頁24 行目, 26行目, 40頁 2行目, 5行目1文字目 ないし22文字目, 19 行目22文字目ないし2 0行目6文字目, 24行 目, 27行目, 41頁1 9行目ないし21行目, 42頁9行目1文字目3 3文字目, 10行目2文 字目ないし最終文字, 4</p>
--	--	--	--	--	--

						<p>3頁19行目1文字目ないし28文字目, 55頁標題, 58頁標題, 雇入年月日, 業務の種類, 解雇・退職または死亡欄の年月日, 59頁(平成29年12月分の賃金計算期間欄を除く。)</p> <p>(4) 36頁13行目丸囲み部分及び数字部分, 58頁のうち氏名・フリガナ, 性別, 生年月日及び現住所</p> <p>(5) 44頁ないし54頁, 87頁ないし95頁</p>
文書 10	あっせん 期日について	96～ 109	—	なし	—	—
文書 11	あっせん 委員の変更について	110 ～111	—	なし	—	—
文書 12	あっせん 資料の送付について	112 ～113	—	なし	—	—
文書 13	あっせん 資料	114 ～117	9	① 115頁5 (2)「被申 請人側」欄	2号	—
			10	② 115頁6 (5)賃金③ の「総支給 額」欄	3号イ 及び 口, 7 号柱書 き	全て
			11	③ 116頁8 「争点等」欄 ①3行目, ②	3号イ 及び 口, 7	116頁8「争点等」欄 ①3行目, ②3行目, ③3行目

				3行目, ③3行目, ④3行目ないし8行目, 117頁8「争点等」欄⑤3行目, 4行目	号柱書き	
			12	④ 117頁9「その他」欄1行目10文字目ないし2行目, 3行目10文字目ないし4行目, 5行目4文字目ないし7行目, 8行目4文字目ないし11行目, 12行目10文字目ないし14行目, 18行目5文字目ないし最終文字	3号イ及び口, 7号柱書き	1行目ないし4行目, 8行目ないし11行目
文書 14	代理人許可申請書	118	13	全部不開示	2号, 3号イ及び口	全て(代理人の氏名, 住所, 職業(勤務先)及び当事者との関係の記載(電話番号を含む。)並びに事業場の印影を除く。)
文書 15	委任状	119	14	全部不開示	2号, 3号イ及び口	全て(2行目の受任者の氏名及び事業場の印影を除く。)
文書 16	書類送付のご案内	120 ~121	15	全部不開示	2号	全て

文書 17	あっせん 打切り通 知書の送 付につい て	122 ~12 5	-	なし	-	-
----------	-----------------------------------	-----------------	---	----	---	---